

証券コード 9474
平成30年5月25日

株 主 各 位

北九州市小倉北区室町一丁目1番1号
株式会社 ゼンリン
代表取締役社長 高山 善司

「第58回定時株主総会招集ご通知」に関するインターネット開示情報のご案内
(法令及び定款に基づくみなし提供事項)

平成30年5月25日付でお届出ご住所宛にお送りしました「第58回定時株主総会招集ご通知」のうち、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.zenrin.co.jp/ir/stock/meeting.html>) に記載することにより、当該添付書類から記載を省略した事項は次のとおりとなりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

- | | |
|---------------------------------------|---------|
| (1) 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」 | 1頁～4頁 |
| (2) 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」 | 5頁～6頁 |
| (3) 連結計算書類の「連結注記事項」 | 7頁～18頁 |
| (4) 計算書類の「個別注記事項」 | 19頁～27頁 |

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社では、株主をはじめとするステークホルダーに対して経営の透明性を確保し、合理的・効率的な経営活動を行うことによって、企業価値を継続的に高めることを経営の基本方針としております。

これらの実現のためには、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させ、さらにこの機能を充実させることが肝要であると考えております。

平成28年6月17日開催の当社取締役会において決議いたしました「内部統制システム構築の基本方針」は、次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、C S R管理規程を設け、全社のコンプライアンスに関わる行動指針を定めるとともに、これらの行動指針を文書化し、取締役及び使用人に周知する。
- ② コンプライアンス管理（兼リスク管理）担当取締役を置き、会社のコンプライアンス体制の構築・維持を管理・統括するとともに、重要なコンプライアンスに関する事項の諮問・推進機関としてC S R委員会を設置し、コンプライアンス管理状況を確認する。
- ③ 各部門をコンプライアンス実施部門とし、自部門における予防対策をC S R管理規程に定めるところにより、計画・実施する。
- ④ 取締役及び使用人に対し、コンプライアンス教育を継続して定期的実施することにより、コンプライアンスの知識を深め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
- ⑤ 使用人は、職場や従事する業務に関連して法令違反の事実やその恐れを発見した場合、会社に報告する。
- ⑥ 内部通報窓口業務管理規程を定め、法令遵守義務のある行為等について、社内及び社外に法令違反事実の通報窓口を設置する。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに、通報者への不利益処遇を禁止する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書の作成、保存及び廃棄に関して定めた文書規程に従い、適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 会社の企業価値の維持・増大を図るため、会社の企業活動に関連する内外の様々なリスクを総合的かつ適切に管理するための基本的事項としてリスク管理規程を設け、リスク管理行動指針及びそれに基づくリスク管理基本目的から成るリスク管理方針を定めるとともに、文書化し取締役及び使用人に周知する。

- ② コンプライアンス管理（兼リスク管理）担当取締役を置き、リスク管理方針に基づき会社のリスク管理体制の構築・維持を管理・統括するとともに、諮問・推進機関としてCSR委員会を設置し、リスク管理状況を確認する。
 - ③ 各部門は、リスク管理実施部門としてリスク管理規程に定めるところにより、リスク管理を実施する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は事業計画（中長期経営計画及び年度事業計画）を定め、会社として達成すべき目標を明確化する。
 - ② 取締役会が定める経営機構及び業務分掌に基づき、権限を配分・委譲することにより、意思決定の迅速化を図る。
 - ③ 当社あるいは当社グループ会社全体に影響を及ぼす経営上の重要事項については、取締役会等の会議により多面的な検討を加え、慎重に決定する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、グループ・コンプライアンス・ポリシーを策定し、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
 - ② グループ会社管理を担当する部署を設置し、グループ会社に関する管理規程を定め、グループ会社の状況に応じて必要な管理を行う。
 - ③ コンプライアンス管理（兼リスク管理）担当取締役は、CSR委員会の承認に基づきグループ全体のリスクの評価及び管理体制の構築及び運用に努める。
 - ④ グループ内取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものとし、公正性を保持する。
 - ⑤ 監査室はグループ会社に対し内部監査を実施し、グループ会社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
 - ⑥ 監査等委員会は会計監査人及び監査室との密接な連携を取り、グループ全体の監視・監査を効率的かつ適正に行う。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員会を補助すべき使用人として監査等委員会の担当を置き、必要な人員を配置する。
- (7) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
- 監査等委員会の担当の使用人について独立性や指示の実効性を確保するため専任とし、評価や異動の人事処遇については監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

- (8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が求める事項につき、監査等委員会に報告する。
 - ② 当社及びグループ会社に法令違反行為や不正行為に関する通報、報告に関する適正な仕組みを定め、当該通報、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。
 - ③ 業務執行を担当する取締役は、監査等委員会が提示する監査計画に基づき、担当する部門のリスク管理体制について監査等委員会に報告するものとする。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は監査等委員会の監査に対する理解を深め、環境を整備するように努める。
 - ② 監査等委員会は代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - ③ 監査等委員会は内部監査部門との連携を図り、実効的な監査業務を遂行する。
 - ④ 取締役は、監査等委員会の職務の遂行にあたり、監査等委員会が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家との連携を図ることのできる環境を整備する。
 - ⑤ 監査等委員の職務を執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。
- (10) 財務報告に関する統制
- ① 財務報告に係る内部統制の実効性を維持し向上させるために、体制の整備を継続的に進めており、会計処理に関する諸規程、運用ルールの制定及び関連する情報システムの高度化に取り組む。
 - ② 決算業務に関し、決算直前に「決算方針検討会」を、決算後には「決算報告会」を開催し、会計監査人との意見交換や対応策の検討及び協議を実施する。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ① 「企業行動憲章」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固たる態度で臨むことを定め、具体的な「行動基準」を社内に周知する。
このように、反社会的勢力に対して断固たる態度で臨み、関係排除に取り組むことは、企業の社会的責任の観点から必要かつ重要であるとともに、企業防衛の観点からも必要不可欠な要請であり、コンプライアンスそのものであるとの認識のもと、反社会的勢力による被害を防止するための対策に取り組む。
 - ② 総務部を対応統括部署として専任スタッフを配置するとともに、適切かつ迅速な対応を図るため、対応マニュアル等の整備に努める。
 - ③ 反社会的勢力の排除を目的とする外部の専門機関が行う地域や職域の活動に参加し、専門機関との緊密な連携関係の構築、情報の収集、及び適切な対応のための啓発に努める。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

前述の内部統制システム構築の基本方針に基づいた各施策や規程等に従い、具体的な取り組みを実施するとともに、当社グループにおけるコンプライアンスの状況や業務処理の適切性について確認しております。

(1) コンプライアンスとリスク管理

当社はC S R 管理規程に基づき、リスク管理部会を開催し、コンプライアンス管理状況及びリスク管理状況を確認しております。また、グループ・コンプライアンス・ポリシーの策定や社内外における内部通報窓口の設置等により、グループ全体におけるコンプライアンス、リスクに関する行動基準や報告・通報体制を整えております。

なお、当事業年度においては、リスク管理部会を7回開催し、その都度C S R 委員会に報告しております。

(2) 取締役の職務の執行

取締役会規程やその他社内規程を制定し、社外取締役を含む取締役が法令及び定款に則って行動するとともに、意思決定の迅速化や効率化を図っております。

(3) 監査等委員会の職務の執行

監査等委員会は、取締役及び使用人等から内部統制システムの構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査を実施しております。

具体的には、監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、業務及び財産の状況を調査しております。

(4) 内部監査

財務報告が適正に行われ、業務の適正を確保するため、監査等委員会、会計監査人と連携を図りながら、当社及びグループ会社に対して内部監査を実施しております。

会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

また、当社取締役会は、株券等所有割合が3分の1以上となる当社株券等の買付行為（以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、ゼンリングroupの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、ゼンリングroupの企業価値及び株主共同の利益を確保し、又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行う必要があると考えております。

当社は創業以来、地図業界のリーディングカンパニーとして地図関連情報の提供を通じて、社会に貢献し続けることを活動の基本として事業を拡大してまいりました。ゼンリングroupは、「知・時空間情報の創造により人びとの生活に貢献します」を企業理念として掲げ、「Maps to the Future」のスローガンのもと、地図情報で未来を創造していくことを使命として企業運営を行っております。そして、情報化社会の発展により地図情報に求められる価値やニーズが大きく変化を続ける今、私たちは「より適した価値」を実現することで、「情報を地図化する世界一の企業」となることを目指してまいります。

その結果として、企業価値の向上を図り、ゼンリングroupが株主の皆様にとって魅力ある企業集団であることを目指すとともに、お客様及び従業員を大切に、社会に貢献し続けていく企業集団でありたいと考えております。

ゼンリングroupは経営ビジョンである「情報を地図化する世界一の企業」を実現するために、2015年度から2019年度までの5カ年の中長期経営計画「ZENRIN GROWTH PLAN 2020（以下、ZGP2020）」（2016年3月期～2020年3月期）を策定し、推進しております。

ZGP2020では位置情報サービスの拡充、防災・減災に対する意識の高まり、安全運転支援など、多様化する地図情報の用途に対し、情報の差別化とコストリーダーシップを実現することで「日本の地図をすべてゼンリン基盤とする」ことを目指します。

ZGP2020ではニーズに対応したサービスの提供にとどまらず、地図情報の新たな利用価値創造を目指し、「モノ」から「コト」への転換を軸として、①「利用シーン」を創造した用途開発による収益拡大、②「QCDDS」（※）を追求した時空間情報システムの安定運用、③「生産性改革」の実現による固定費率の低減の3つを基本構成として、収益を維持しながら持続的な成長に向けて取り組んでまいります。

（※）QCDDS：Quality（品質）、Cost（価格）、Delivery（納期）、Diversity（多様性）、Scalability（拡張性）

ゼンリングroupは、創業以来培った技術やノウハウを活かして、このような理念に基づくコンテンツの充実や新たな事業領域開発に取り組み、会社と事業の変革を通じて市場の変化に対応しながら企業価値向上に努めると同時に、ゼンリングroupの地図関連情報は官公庁や公共的な企業においても活用されているという、高い公共性も自負しております。加えて、当社は地域社会への貢献も企業の重要な役割と考え、地域事業への出資やスポーツ・文化活動の支援等を通じてその役割に取り組んでおります。

当社の経営においては、前述のような事業環境や事業特性並びに顧客や従業員、取引先等のステークホルダーとの関係に対する理解が必要不可欠であり、また、十分な理解なくしては、ゼンリングroupの企業価値を適正に把握することは困難であると考えます。

(2) **基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取り組み**

当社取締役会は、ゼンリングroupの企業価値及び株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模買付者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えます。

このような不適切な大規模買付者に対しては、情報開示を積極的に求め、当社取締役会の判断、意見などとともに公表するなど、株主の皆様が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めるとともに、必要に応じて法令及び定款の許容する範囲内において適切な対応をしております。

(3) **具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由**

上記取り組みは、企業価値及び株主共同の利益を確保又は向上させる目的をもってなされるものであり、基本方針に沿うものです。

従いまして、これらの取り組みは基本方針に沿い、当社株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結注記事項

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項]

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 15社

主要な連結子会社の名称

(株)ゼンリンプリンテックス

(株)ゼンリンデータコム

平成29年10月3日付の大東マーケティングソリューションズ(株)の株式取得に伴い、当連結会計年度より、同社を連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社の名称等

会社の名称

C.E.Info Systems Private Limited

INFOTRACK TELEMATICS PTE.LTD.

持分法適用関連会社であったC.E.Info Systems Private Limited及びINFOTRACK TELEMATICS PTE. LTD.は、重要性が低下したため、当連結会計年度より、持分法の適用範囲から除外しております。

なお、持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は、次のとおりであります。

会社名	決算日
ZENRIN USA,INC.	12月31日
ZENRIN EUROPE GmbH	12月31日
Abalta Technologies, Inc.	12月31日
上海大計数据处理公司	12月31日
Abalta Technologies EOOD	12月31日

なお、連結計算書類の作成にあたっては連結子会社の同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた連結会社相互間の重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

… 移動平均法による原価法

② たな卸資産

… 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

… 定額法

（主な耐用年数）

建物

15年～50年

機械装置及び運搬具

5年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

市場販売目的のソフトウェア

… 見込販売数量に基づく償却額と3年を限度とする残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法

自社利用ソフトウェア

… 5年を限度とする利用可能期間で定額法により償却する方法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 単行本在庫調整引当金 … 住宅地図帳の売れ残り書籍の評価損に備えるため、出版部数に対する一定期間の販売部数を算定基礎とした評価損失見込額を計上しております。
 - ② 貸倒引当金 … 営業債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金 … 役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に係る支給見込額を計上しております。
 - ④ 返品調整引当金 … 出版物の返品による損失に備えるため、過去の販売実績を基準とした返品予測高に対する損失見込額を計上しております。
 - ⑤ 役員退職慰労引当金 … 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく期末要支給額を計上しております。
なお、当社は平成18年3月31日付で役員退職慰労金制度を廃止しており、当連結会計年度末の役員退職慰労引当金残高は、制度廃止時に在任していた役員に対する当社所定の基準による打切支給予定額であり、支給時期はそれぞれの役員の退任時としております。
 - ⑥ 役員株式給付引当金 … 役員株式給付規程（内規）に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法 … 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 … 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。
- (5) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。
- (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法
社債発行費 … 支出時に全額費用として処理しております。
 - ② 消費税等の会計処理 … 税抜方式によっております。

〔表示方法の変更〕

（連結損益計算書関係）

1. 「保険配当金」

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「保険配当金」（当連結会計年度は40百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

2. 「受取補償金」

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取補償金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。

なお、前連結会計年度の「受取補償金」は1百万円であります。

3. 「貸与資産減価償却費」

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外費用」の「貸与資産減価償却費」（当連結会計年度は7百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

4. 「投資有価証券売却益」

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「特別利益」の「投資有価証券売却益」（当連結会計年度は0百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

〔追加情報〕

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

1. 役員株式給付信託（ＢＢＴ）

当社は、平成28年6月17日開催の第56回定時株主総会決議に基づき、平成28年9月8日より、当社取締役に対する株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度の導入に際し制定した「役員株式給付規程」に基づき、当社取締役に対してポイントを付与し、退任時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付する仕組みであります。

将来給付する株式を予め取得するために、当社は「役員株式給付信託（ＢＢＴ）」の信託財産として資産管理サービス信託銀行㈱（信託Ｅ口）に金銭を信託し、当該信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得いたします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度181百万円、100千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

2. 従業員株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）

当社は、平成29年2月21日開催の取締役会決議に基づき、平成29年3月9日より、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン（以下「本プラン」という。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本プランの導入に際し制定した「株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みであります。

将来給付する株式を予め取得するために、当社は「従業員株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」の信託財産として資産管理サービス信託銀行㈱（信託Ｅ口）に金銭を信託し、当該信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得いたします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度329百万円、150千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

〔連結貸借対照表関係〕

1. 担保資産

担保に供している資産は、次のとおりであります。

有価証券

11百万円

なお、当該担保資産は、在外子会社のクレジットカード利用の保証に供しております。

2. 受取手形割引高

8百万円

3. 商品及び製品より直接控除している単行本在庫調整引当金の額

296百万円

4. 有形固定資産の減価償却累計額

12,863百万円

〔連結損益計算書関係〕

減損損失

当社グループは次の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途（場所）	種類	減損損失 (百万円)
事業用資産 (東京都港区)	ソフトウェア	112
事業用資産 (福岡県北九州市)	その他（ソフトウェア仮勘定）	106
遊休資産 (滋賀県彦根市)	土地	9
遊休資産 (広島県江田島市)	土地	1
合計		230

当社グループは、事業用資産については主に管理会計上の事業区分に基づき、遊休資産については個別物件毎にグルーピングしております。

当連結会計年度において減損の要否の判定を行い、投資額の回収が見込まれていない事業用資産について、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

将来の使用が見込まれていない遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、遊休資産に係る回収可能価額は、売却契約等に基づく正味売却価額により算定しております。

[連結株主資本等変動計算書関係]

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度増加 株式数 (千株)	当連結会計年度減少 株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	38,200	—	—	38,200

(注) 当社は、平成30年4月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月16日 定時株主総会	普通株式	646	17.5	平成29年 3月31日	平成29年 6月19日
平成29年10月27日 取締役会	普通株式	646	17.5	平成29年 9月30日	平成29年 12月4日

(注) 1. 平成29年6月16日定時株主総会決議による配当金の総額には、「役員株式給付信託 (BBT)」及び「従業員株式給付信託 (J-E S O P)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行(株) (信託E口) が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。
2. 平成29年10月27日取締役会決議による配当金の総額には、「役員株式給付信託 (BBT)」及び「従業員株式給付信託 (J-E S O P)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行(株) (信託E口) が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり決議を予定しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月15日 定時株主総会	普通株式	620	利益剰余金	17.5	平成30年 3月31日	平成30年 6月18日

(注) 1. 配当金の総額には、「役員株式給付信託 (BBT)」及び「従業員株式給付信託 (J-E S O P)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行(株) (信託E口) が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。
2. 当社は、平成30年4月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記1株当たり配当額は当該株式分割前の配当額を記載しております。

【金融商品関係】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業活動の維持拡大に必要な資金については銀行等金融機関からの借入により調達しており、資本政策を目的とした自己株式取得に必要な資金については社債発行により調達しております。また、一時的な余資は短期的な預金等に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。なお、当社グループのデータ配信に関する売上高は、特定の通信事業者に対する割合が高く、カーナビゲーション用データの売上高は、カーメーカー関連各社に集中しており、これらの営業債権は、当連結会計年度末現在における受取手形及び売掛金、電子記録債権の44.7%を占めております。

有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。支払手形及び買掛金は短期の営業債務であり、短期借入金の使途は主に運転資金であります。また、社債は自己株式取得資金であり、長期借入金の使途は主に設備及びM&Aの投資資金であります。なお、償還期限及び返済日は最長で決算日後5年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

顧客の信用リスクの管理は、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っており、市場価格の変動リスクの管理は、上場株式について四半期ごとに時価や発行体（取引先企業）の財務状況等の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	11,856	11,856	—
(2) 受取手形及び売掛金	14,926	14,926	—
(3) 電子記録債権	182	182	—
(4) 有価証券及び投資有価証券	2,745	2,745	—
資産計	29,712	29,712	—
(1) 支払手形及び買掛金	3,509	3,509	—
(2) 短期借入金	1,350	1,350	—
(3) 未払法人税等	1,793	1,793	—
(4) 社債	8,238	8,424	185
(5) 長期借入金※	1,215	1,215	0
負債計	16,106	16,292	185

※ 1年以内に返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 有価証券及び投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 社債
社債の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。
- (5) 長期借入金
長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
2. 譲渡性預金（連結貸借対照表計上額11百万円）、私募債（連結貸借対照表計上額2百万円）、関連会社株式（連結貸借対照表計上額487百万円）、非上場株式（連結貸借対照表計上額1,205百万円）、転換社債型新株予約権付社債（連結貸借対照表計上額32百万円）、投資事業組合への出資（連結貸借対照表計上額36百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

[1 株当たり情報]

1. 1株当たり純資産額	745円46銭
2. 1株当たり当期純利益	60円75銭

- (注) 1. 当社は、平成30年1月29日開催の取締役会の決議に基づき、平成30年4月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「役員株式給付信託（BBT）」及び「従業員株式給付信託（J-E S O P）」の信託財産として資産管理サービス信託銀行㈱（信託E□）が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当連結会計年度 375千株）。
- また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当連結会計年度 375千株）。

【重要な後発事象】

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、平成30年1月29日開催の取締役会の決議に基づき、平成30年4月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割の目的

株式を分割することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資しやすい環境を整えることにより、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成30年3月31日(同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成30年3月30日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する普通株式1株につき1.5株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	38,200,910株
今回の分割により増加する株式数	19,100,455株
株式分割後の発行済株式総数	57,301,365株
株式分割後の発行可能株式総数	201,000,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成30年3月12日
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年4月1日

(4) 2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換価額の調整

今回の株式分割に伴い、2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換価額を平成30年4月1日以降、次のとおり調整いたします。

名称	調整前転換価額	調整後転換価額
株式会社ゼンリン2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	4,440円	2,960円

(5) その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(6) 1株当たり情報に及ぼす影響

今回の株式分割が及ぼす影響については、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して計算しており、「[1株当たり情報]」に記載しております。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成30年4月1日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数及び発行可能優先株式総数を変更いたしました。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

変更前定款	変更後定款
<p>(発行可能株式総数及び発行可能優先株式総数)</p> <p>第6条 当社が発行することのできる株式の総数は<u>134,000</u>千株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。</p> <p>普通株式 <u>134,000</u>千株 第1種優先株式 <u>67,000</u>千株</p>	<p>(発行可能株式総数及び発行可能優先株式総数)</p> <p>第6条 当社が発行することのできる株式の総数は<u>201,000</u>千株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。</p> <p>普通株式 <u>201,000</u>千株 第1種優先株式 <u>100,500</u>千株</p>

(3) 定款変更の日程

取締役会決議日 平成30年1月29日
効力発生日 平成30年4月1日

個別注記事項

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの … 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ② 時価のないもの … 移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 製品、仕掛品、原材料 … 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - (2) 商品 … 売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - (3) 貯蔵品 … 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 - … 定額法
（主な耐用年数）
 - 建物 15年～50年
 - 工具、器具及び備品 3年～10年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
ソフトウェア
 - ① 市場販売目的のソフトウェア … 見込販売数量に基づく償却額と3年を限度とする残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法
 - ② 自社利用ソフトウェア … 5年を限度とする利用可能期間で定額法により償却する方法
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - … リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

4. 引当金の計上基準

- (1) 単行本在庫調整引当金 … 住宅地図帳の売れ残り書籍の評価損に備えるため、出版部数に対する一定期間の販売部数を算定基礎とした評価損失見込額を計上しております。
- (2) 貸倒引当金 … 営業債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金 … 役員賞与の支給に備えるため、当事業年度に係る支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金 … 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (5) 役員退職慰労引当金 … 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく期末要支給額を計上しております。
なお、当社は平成18年3月31日付で役員退職慰労金制度を廃止しており、当事業年度末の役員退職慰労引当金残高は、制度廃止時に在任していた役員に対する当社所定の基準による打切支給予定額であり、支給時期はそれぞれの役員の退任時としております。
- (6) 役員株式給付引当金 … 役員株式給付規程（内規）に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 繰延資産の処理方法
社債発行費 … 支出時に全額費用として処理しております。
- (2) 退職給付に係る会計処理 … 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (3) 消費税等の会計処理 … 税抜方式によっております。

〔追加情報〕

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

1. 役員株式給付信託（B B T）

当社は、平成28年6月17日開催の第56回定時株主総会決議に基づき、平成28年9月8日より、当社取締役に対する株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度の導入に際し制定した「役員株式給付規程」に基づき、当社取締役に対してポイントを付与し、退任時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付する仕組みであります。

将来給付する株式を予め取得するために、当社は「役員株式給付信託（B B T）」の信託財産として資産管理サービス信託銀行㈱（信託E口）に金銭を信託し、当該信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得いたします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度181百万円、100千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

2. 従業員株式給付信託（J-E S O P）

当社は、平成29年2月21日開催の取締役会決議に基づき、平成29年3月9日より、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン（以下「本プラン」という。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本プランの導入に際し制定した「株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みであります。

将来給付する株式を予め取得するために、当社は「従業員株式給付信託（J-E S O P）」の信託財産として資産管理サービス信託銀行㈱（信託E口）に金銭を信託し、当該信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得いたします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度329百万円、150千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

【貸借対照表関係】

1. 商品及び製品より直接控除している単行本在庫調整引当金の額	296百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	5,090百万円
3. 関係会社に対する金銭債権・債務	
(1) 短期金銭債権	1,237百万円
(2) 短期金銭債務	1,451百万円

【損益計算書関係】

関係会社との取引高	
売上高	3,498百万円
仕入高	6,944百万円
販売費及び一般管理費	211百万円
営業取引以外の取引高	959百万円

【株主資本等変動計算書関係】

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度増加 株式数 (千株)	当事業年度減少 株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
自己株式				
普通株式	1,514	1,502	－	3,017

- (注) 1. 当事業年度末日の自己株式のうち、「役員株式給付信託 (B B T)」及び「従業員株式給付信託 (J - E S O P)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行(株) (信託E口) が所有する株式数は、250千株であります。
2. 普通株式の自己株式の増加1,502千株は、平成30年3月7日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加1,501千株及び単元未満株式の買取請求に基づく取得による増加0千株であります。
3. 当社は、平成30年4月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

【税効果会計関係】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損	1,075百万円
投資有価証券・関係会社株式評価損	940
ゴルフ会員権等評価損	38
ソフトウェア償却限度超過額	493
貸倒引当金	39
賞与引当金	611
退職給付引当金	16
役員退職慰労引当金	16
役員株式給付引当金	13
未払事業税	95
その他	424

繰延税金資産 小計 3,765百万円

評価性引当額 △1,095

繰延税金資産 合計 2,669百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△336百万円
固定資産圧縮積立金	△19
その他有価証券評価差額金	△331
その他	△0

繰延税金負債 合計 △687百万円

繰延税金資産（負債）の純額 1,981百万円

[関連当事者情報]

1. 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)ゼンリンデータコム	所有 直接 79.9%	当社電子地 図の販売等 役員の兼任	電子地図の 販売等 (注)	2,448	売 掛 金	585

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 取引金額等については、市場価格を勘案し、交渉の上決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
役員	大迫 正男	(被所有) 直接 0.89%	当社取締役 会長	自己株式の 取得 (注)	341	—	—
役員	大迫 益男	(被所有) 直接 0.86%	当社取締役	自己株式の 取得 (注)	1,024	—	—
役員の 近親者	大迫 有	—	当社取締役 会長の近親 者	自己株式の 取得 (注)	34	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 自己株式の取得については、平成30年3月7日開催の取締役会決議に基づき、平成30年3月8日に東京証券取引所の自己株式立会外取引（T o S T N e T - 3）を利用し、平成30年3月7日の株価終値にて取引を行っております。

〔1 株当たり情報〕

1. 1株当たり純資産額	618円98銭
2. 1株当たり当期純利益	60円14銭

- (注) 1. 当社は、平成30年1月29日開催の取締役会の決議に基づき、平成30年4月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「役員株式給付信託（BBT）」及び「従業員株式給付信託（J-E S O P）」の信託財産として資産管理サービス信託銀行㈱（信託E口）が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当事業年度 375千株）。
- また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度 375千株）。

〔重要な後発事象〕

（株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更）

当社は、平成30年1月29日開催の取締役会の決議に基づき、平成30年4月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割の目的

株式を分割することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資しやすい環境を整えることにより、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成30年3月31日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成30年3月30日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する普通株式1株につき1.5株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	38,200,910株
今回の分割により増加する株式数	19,100,455株
株式分割後の発行済株式総数	57,301,365株
株式分割後の発行可能株式総数	201,000,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成30年3月12日
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年4月1日

- (4) 2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換価額の調整
 今回の株式分割に伴い、2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換価額を平成30年4月1日以降、次のとおり調整いたします。

名称	調整前転換価額	調整後転換価額
株式会社ゼンリン2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	4,440円	2,960円

- (5) その他
 今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。
- (6) 1株当たり情報に及ぼす影響
 今回の株式分割が及ぼす影響については、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して計算しており、「[1株当たり情報]」に記載しております。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

- (1) 定款変更の理由
 今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成30年4月1日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数及び発行可能優先株式総数を変更いたしました。
- (2) 定款変更の内容
 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

変更前定款	変更後定款
(発行可能株式総数及び発行可能優先株式総数) 第6条 当社が発行することのできる株式の総数は <u>134,000</u> 千株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。 普通株式 <u>134,000</u> 千株 第1種優先株式 <u>67,000</u> 千株	(発行可能株式総数及び発行可能優先株式総数) 第6条 当社が発行することのできる株式の総数は <u>201,000</u> 千株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。 普通株式 <u>201,000</u> 千株 第1種優先株式 <u>100,500</u> 千株

- (3) 定款変更の日程
 取締役会決議日 平成30年1月29日
 効力発生日 平成30年4月1日